

**産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
第4回製品3Rシステム高度化ワーキング・グループ
議事要旨**

日時：平成17年4月12日（火） 14：00～16：00

場所：経済産業省 本館17階 国際会議室

議題：

- (1) 製品3Rシステム高度化にかかる課題について（中間とりまとめ）
- (2) 製品3Rシステム高度化にかかる措置案の作成過程における外国関係者からの意見聴取について
- (3) その他

● 議事内容（委員による主な質問、意見）

（資料3～資料6-1に対する委員からの主な意見、質問）

（江藤基準認証政策課工業標準調査室長）

- ・ 規格作成の検討とWGの設置の検討とは異なる。WGの設置はTC111で決めるが、それとは別に、製品に応用できるような環境配慮設計の規格を提案している。5月6日までの3ヶ月間に規格を作成することの是非を問う投票が行われ、メンバーの半数以上の賛成が得られれば規格の作成が決定され、規格を作る場としてWG2の設置が決定されることになる。そしてWG2のリーダーとして日本が選出されることになる。

（中原委員）

- ・ 我々は大量生産、大量消費が豊かさをもたらすという考え方を植え付けられている。この考えを否定するより、新たな考え方を進める必要がある。
- ・ マイナスイメージの表現ではなく、プラスイメージの表現を使うことができないか。例えば、「脱物質化」ではなく「サービス化の促進」とした方が良いのではないか。
- ・ 教育の部分が抜けている。80%の消費者が環境は良いことと考えていながら、実行は5%にすぎない状況を改善するためには教育が重要である。
- ・ サービスエコノミーの推進のためには、長寿命化が望まれる。長寿命化のひとつの方向として如何にモノを共有できるかということがある。スウェーデンの洗濯機の共同利用のように、新たな、斬新な仕組みを徹底的に考える必要があるのではないか。
- ・ 国民生活センター及び地方の生活センターの活用を図って頂きたい。商品テストのあり方が限界に来ている。国民生活センターが役目を終えて、女性センターなどに切り替わってきている。経済産業省から国民生活センターが環境品質をテストする役割を担うよう提案をすればよいのではないか。

(角田委員)

- ・ 資料5では、消費者は情報を流通事業者から得ることになっている。イギリスでは、消費者はテスト機関や情報誌を熟読した後で店頭に向かう。日本の場合は、購入前の情報収集の段階における比較材料が少ない。比較テストなどの冊子が大きく働くことが望ましい。
- ・ 日本の場合は価格が重要となっているが、環境教育が重要である。消費者の権利だけでなく、責任も考える必要があることを訴えても良いのではないか。

(辰巳委員)

- ・ 事業者から消費者への情報提供の流れも加えるべきである。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ 消費者に対する情報提供のあり方については、十分議論が煮詰まっていない。本資料は中間取りまとめであり、来月以降、引き続き議論頂きたい。
- ・ イメージ図については、あまりいろいろ書き加えるとわかりにくくなるということで、情報を削っている。流通事業者の役割が大きいということで、そこを踏まえて情報提供のあり方を考えるべきとの方向性で記述した。
- ・ 消費者の責任については、前回の素案よりも消費者の役割ということでポジティブに示した。
- ・ 環境教育の話は、今後議論していく課題である。
- ・ 長寿命化が重要であるということは、報告書案で随所に触れているつもりだが、もし具体的な修正方法などについてアイデアがあれば提示して頂きたい。
- ・ 国民生活センターが第三者として情報をチェックするといった話があったが、どのような項目をどのようにチェックするか方法を考えたい。ただし、本来は市場によるチェックが基本である。

(資料6-2～資料6-2-1に対する委員からの主な質問、意見)

(小林代理)

- ・ チェーン(円)自体がものの流れと情報の流れの両者を示していると考えてよいのではないか。矢印は不要なのではないか。
- ・ グリーン・コンシューマー、グリーン・マーケットの構築に向けた具体的な方策が示されていない。構築に向けた具体的な方策について更に議論すべきである。
- ・ 今回対象とした範囲以外にも、ライフサイクルシンキング型社会システムが必要な製品があると思われる。他の分野についても努力していただきたい。

(篠原委員)

- ・ 「グリーン・プロダクト・チェーン」の部分で、「サプライチェーン」には、リサイクル事業者が含まれるのではないかと。リサイクル事業者を含めて考えるべき。
- ・ P.9において製品に含有される物質の情報開示におけるメルクマールが記述されているが、ここでは物質の情報開示の方法を述べようとしているのか。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ 政府として製品含有物質の情報開示を推進するにあたって、対象とする製品分野や物質については、国際的な議論を考慮して考えたい。
- ・ 情報開示の方法については今後検討していくこととなる。今回の中間とりまとめでは考え方を示している。

(安立委員)

- ・ 家電以外の分野でも取り組みが必要な分野がある。
- ・ 家電製品で、何故、環境配慮設計の取り組みが進んだかを考える必要があるが、それは、環境配慮設計にインセンティブの働く今の家電リサイクル法の仕組みがあったからである。

(梅田委員)

- ・ 環境配慮設計の中で、ライフサイクルシンキングやサービス化を考えることがまだ十分浸透していない。環境配慮設計にライフサイクルシンキングやサービス化を含めるべきだということを示してもよいのではないかと。

(江藤委員)

- ・ 環境情報が掲載されているタイプ の認識が薄い。環境配慮情報が示されても理解されない背景には、(消費者の)環境配慮設計自体に関する認識が薄いことがあるかもしれない。環境配慮設計とは何かといったことを、ラベルに反映することも考えて頂きたい。

(稲葉委員)

- ・ 情報開示については段階的に整理する必要があるのではないかと。含有物質などの製品自身の情報開示から更に段階を進めると、製品が排出する物質の環境側面への影響、環境影響の統合化、機能・価格と環境影響との関係といった情報開示の段階がある。
- ・ ライフサイクルシンキングを全体的に推し進めるのは、最終段階の姿である。総合的に評価する指標が重要と明記している点は評価できるが、段階的に考えるとよりわかりやすくなるのではないかと。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ 消費者に対する情報提供は今後議論して頂きたい。
- ・ イメージ図は修正する。グリーンプロダクトチェーンの中で情報がやり取りされることがわ

かりやすく示されるように修正したい。

- ・ 家電業界の環境配慮設計に関して国際的な議論が行なわれるようになってきている、家電業界の取り組みが先行しているといったことから対象製品として家電を取り上げているが、検討対象を他の分野にも拡大することが必要である。
- ・ サプライチェーンの中にリサイクル事業者も含めるといったことについては、検討の上修正したい。
- ・ 環境配慮設計の進展には法制度が重要ではあるが、(法制度だけでなく)上流を含めたサプライチェーン全体において対応することを考えたい。
- ・ サービス化に係る考え方については、まだ方向性が定まっていないと感じている。
- ・ 環境配慮情報の指標について具体的な表示方法などを今後議論して頂きたい。
- ・ 情報開示を段階的に整理する件は、報告書における具体的な示し方を提示して頂きたい。これまででは、あまり議論されていなかった点である。これまでに頂いた省エネ性との関係や、安全性との関係などに関する意見は反映している。

(永田座長)

- ・ これから取り組むべきテーマが提案されているという印象があり、中間取りまとめ自体は大きな修正はないと思われる。

(資料6-2～資料8に対する委員からの主な質問、意見)

(高見委員)

- ・ 持続可能な社会を目指しているという姿勢が示されているので評価できる。あるべき姿の中に、消費者教育など足りない部分があるのであるべき姿をもっと検討して欲しい。あるべき姿はWin-win-win(メーカーにも、消費者にも、環境や社会にも良い)であると思われるので、それを前提にバックカスティングで検討して頂きたい。
- ・ 国の情報提供基盤整備に係る記述では、情報提供だけで終わる印象を受ける。更に進めて、3R推進のインセンティブを与えるシステム作りが国の役割になるのではないか。
- ・ 有害物質の定義がなされていないが、サプライチェーンの中でモニタリングする仕組みが最終段階なのか。経済性を考えると、(最終的には)クローズドループで使用できない有害物質を全廃するといった方向が示されると良いと思う。

(梅田委員)

- ・ P.12において、サプライチェーンのグリーン・プロダクト・チェーンがあるように書かれているが、サプライチェーン全体が見えている人はいない。サプライチェーンの可視化が必要である。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ あるべき姿については、p.2の下にそのようなニュアンスを示した。生産者の努力が報われ、

生産者にとってのモチベーションになることを示している。これが更には社会の役立つこととしてもつながっていく。

- ・ 家電などでリサイクル法が構築され、市場が生まれて取組みが進み、現段階で情報基盤が必要になったという整理である。国の様々な役割の中で、現段階の役割は情報基盤の整備だと考えている。
- ・ 有害物資の定義は一概にはわからない。国際的に検討されている物質がある中で、どのような管理方法があるか考えるといった方向で進めている。
- ・ 全廃するかどうかについては、本当に有害なものは、化審法等で取り締まることになる。管理すれば環境負荷を減らせるものについて、管理のあり方を考えるというのが今回の議論である。
- ・ サプライチェーンの可視化については、座長と相談して修正のあり方を検討したい。

(三木情報通信機器課環境リサイクル室長)

- ・ インセンティブの生み出し方には補助金や税制等様々な方法があると思うが、環境配慮情報を可視化することで、競争メカニズムを発揮させることが重要であると思われる。現状、環境配慮の取組み情報を各社異なる方法で公表しているの、消費者には理解しにくくなっている。環境配慮設計を可視化、定量化することによって、製品の環境配慮が消費者から評価されるようになり、生産者による環境配慮設計の取組みが進むようになることを考えている。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ グリーン購入などの国の役割もあるが、引き続き議論していきたい。消費者が積極的に購入してくれることが、産業界には最も大きなインセンティブになると思われる。

(棕田委員)

- ・ 日本は、アジア各国とF T A交渉を進めようとしているが、こうした交渉の場で規格面あるいは整合性の確保についても進めていただきたい。
- ・ 消費者の情報提供について、「鉛フリー」という表示はわかりやすいが、背景情報まで示す必要がある。そうでなければ、消費者は鉛が全て危険物であるという認識を持ってしまわないか。
- ・ 長寿命化という方向性がある一方、省エネ製品を積極的に買い換えるという方向性もあり、他の場でも議論されているところである。

(安立委員)

- ・ P.13の一番下に、「産業界と政府が連携して」とあるが、国際整合性の確保という点についても関係主体が共創するという考え方を盛り込んでほしい。

(中原委員)

- ・ 中間とりまとめ案は技術的、エンジニア的な発想で書かれている。そうした発想では消費者は動かない。社会科学的な見地からの分析が必要。社会的受容性を考慮した環境情報提供の方法を考えるべきである。

(篠原委員)

- ・ p.17 の消費者に対する情報提供について、将来的には省エネ性まで含めて情報提供することが望まれる。環境配慮性は3 Rだけでなく、より広い概念になるのではないか。総合的な形で情報を提供するというように修正すべきではないか。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ 国際整合性については、F T Aまで進める段階にはない。規制に係る対話などは今後の検討課題である。中国とは対話を進めている。
- ・ 背景情報を何らかの形で示す必要がある。
- ・ 省エネ性との表示の統一は課題である。省エネ性については、すでに色々な取組みが行なわれており、3 Rは省エネ性に追いつこうとして取組みが始まったところである。3 Rの基準化を行なった上で、統合化のあり方を検討する段階に移ると思うので、まずは3 Rについての基準化を考えたい。
- ・ 国際標準化についての共創については、政府と産業界だけでは不十分かもしれない。関係主体の協力ということで、文言は修正したい。
- ・ 事務局で取りまとめると、中間とりまとめの書きぶりが、どうしても技術的になってしまう。社会的受容性を考えた上でどのような表現がよいのかご議論頂きたい。

(小林代理)

- ・ p.11 の下の表現、製品選択にかかる情報提供を多様化するとあるが、誰が費用を負担するのか。
- ・ 情報を分析する第三者を育成することも重要である。

(稲葉委員)

- ・ p.11 の「将来的には、3 Rの取組みに併せ省エネ性等のその他の環境配慮情報についても、、、」とあるが、将来的には「総合的に考える手法の検討を進める」こととすべきである。その次に、機能や価格との関係をどのように表現するかというような段階があり、それを更に進めると、消費者の社会的受容性のある指標の開発になる。

(永田座長)

- ・ L C Aによる統合化指標などの開発は、かなり長期的に考えるべきことではないか。

(稲葉委員)

- ・ 現状でも、欧州ではL C Aによる評価を推進している。
- ・ P.12「中小企業を含めたサプライチェーン全体に～」は重要である。大企業は、サプライチェーンを自ら管理できるかもしれないが、(中小企業にとっては困難であると思われ、)中小企業に対して国がどのように支援できるか考えることが重要である。
- ・ P.14「製品製造や消費の面で関係の深いアジアとは個別の政策対話等を通じた理解の促進と協調体制の構築を図っていくべきである」という話は重要である。最近、アジア諸国は環境評価のソフトツールにも興味がある。より強調して書いて欲しい。

(高見委員)

- ・ スウェーデンには消費者庁がある。消費者庁のエージェンシーが全ての製品をテストして、環境配慮の度合いなどを提示している。国が第三者として製品の環境配慮を評価することもできるのではないか。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ 今後の検討課題であると思われる。様々な情報が開示された場合に誰かがチェックする必要があるが、社会的なコストが最小化されることが前提である。

中間取りまとめの扱いについての説明

3 Rイニシアティブ閣僚会合及び3 Rイニシアティブ国際シンポジウムについて

資料の扱いについての説明

次回以降のスケジュールについての説明

以上